

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2019年10月25日

【会社名】 株式会社ステムリム

【英訳名】 StemRIM Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長CEO 富田 憲介

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

【電話番号】 072-648-7152（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 星野 智之

【最寄りの連絡場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号

【電話番号】 072-648-7152（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役 経営管理部長 星野 智之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2019年10月24日の第14期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年10月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額4,705,501,500円を4,675,501,500円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額のうち、1,019,135,528円をその他資本剰余金に、残額を資本準備金に振り替えるものであります。なお、資本金の減少が効力を生ずる日は2019年12月1日を予定しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

繰越欠損を填補し、資本構成の是正を図る目的から、会社法第452条の規定に基づき、第1号議案にて資本金より振り替えたその他資本剰余金の額1,019,135,528円の全額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当事業におけるグローバル展開を見据え、会社の英文表記をStemRIM Inc.に変更するものであります。また、今後の永続的な成長、及びそれを支えるガバナンス強化に向け、有望な人材を取締役として登用することを視野に入れております。つきましては、今後、取締役を増員するため、現行定款第19条（取締役の員数）の変更を行うものであります。

第4号議案 取締役2名選任の件

取締役として星野智之、澤井典子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として水上亮比呂、島田洋一郎の各氏を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、行正秀文氏を選任するものであります。

第7号議案 監査役の報酬限度額改定の件

監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とするものであります。

第8号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行し、当該募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少(減資)の件	351,096	0		(注)1	可決 100
第2号議案 剰余金の処分の件	351,096	0		(注)2	可決 100
第3号議案 定款一部変更の件	351,096	0		(注)1	可決 100
第4号議案 取締役2名選任の件				(注)3	
星野 智之	351,096	0			可決 100
澤井 典子	351,096	0			可決 100
第5号議案 監査役2名選任の件				(注)3	
水上 亮比呂	351,096	0			可決 100
島田 洋一郎	351,096	0			可決 100
第6号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
行正 秀文	351,096	0			可決 100
第7号議案 監査役の報酬限度額改定の件	351,096	0		(注)2	可決 100
第8号議案 ストック・オプションとして新 株予約権を無償で発行する件	351,096	0		(注)1	可決 100

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上